S_{30} ＝ 0.02176

$S_{令元}$ ＝ 0.02168

$S_{令2}$ ＝ 0.02151

$S_{令3}$ ＝ 0.01735

$S_{令4}$ ＝ 0.01804

$S_{令5}$ ＝ 0.00380

$S_{令6}$ ＝ 0.00575

$S_{令7}$ ＝ 0.00928

T_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興防災道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$U_{令7}$ ＝ 2.20437

β　段階補正Ⅰ係数

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令7}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令7}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令7}(F_n \times G_n)}{563\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

C_{17} ＝ 0.00473

C_{18} ＝ 0.024

C_{19} ＝ 0.023

C_{20} ＝ 0.02361

C_{21} ＝ 0.02514

W_{30} ＝ 0.02179

$W_{令元}$ ＝ 0.02170

$W_{令2}$ ＝ 0.01718

$W_{令3}$ ＝ 0.01739

$W_{令4}$ ＝ 0.00276

$W_{令5}$ ＝ 0.00380

$W_{令6}$ ＝ 0.00575

β　段階補正Ⅰ係数

算式ⅩⅣ

$$\frac{\sum_{n=17}^{令6}(B_n \times C_n) + \sum_{n=17}^{令6}(D_n \times E_n) + \sum_{n=25}^{令6}(F_n \times G_n)}{750\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅣの符号

A　測定単位の数値

B_n　地方税法附則第 15 条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受けるために同条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供するために同条に規定する旅客会社等から鉄道施設の譲渡を受ける経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

C_{17} ＝ 0.024

C_{18} ＝ 0.024

C_{19} ＝ 0.023

C_{20} ＝ 0.02366

C_{21} ＝ 0.02517